

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づき、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象とした猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月25日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

1 講習会受講対象者

初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

2 講習会開催日時、場所及び受付期間

開催日時	開催場所	受付期間
令和3年2月9日（火） 午前9時30分から午後4時30分まで	静岡市葵区駿府町2番90号 静岡市民文化会館第1会議室	令和2年12月25日（金）から 令和3年1月29日（金）まで

3 講習内容

次の事項について講習を行う。

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

なお、この講習終了後に修了考査を実施し、合格者に講習修了証明書を交付する。

4 受講手数料

手数料6,900円（公告日現在）を静岡県収入証紙により受講申込書提出の際、納付すること。

5 申込方法

受講者は、最寄りの警察署に備え付けてある受講申込書1通に所要事項を記入し、写真（申請前6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽及び無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1枚を貼り付け、住所地を管轄する警察署に受付期間内（土曜日、日曜日及び休日並びに令和2年12月29日から令和2年12月31日までを除く。）に申し込むこと。

6 受講時に持参する物

- (1) 筆記用具（鉛筆・消しゴム）
- (2) 申込み時に受領した猟銃等取扱読本

7 その他

- (1) 猟銃又は空気銃の所持許可申請には、当該講習の講習修了証明書を必要とする。
- (2) 講習会場付近には有料駐車場があるが、なるべく公共の交通機関を利用すること。
- (3) 開催日の午前9時15分から受付を行うので、受講者は、開催場所に集合すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染防止のため、マスクを着用すること。
- (5) 施設利用に係る遵守事項を守ること。